

加西市子ども読書活動推進計画 (第二次)



平成27年度～平成31年度
加西市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の経過と目的 1
2. 計画の位置づけ 1

第2章 前計画（第一次）における取組状況 2

1. 前計画期間における成果と課題 2
2. 子どもの読書活動の現況 6
3. 計画の柱 14
4. 計画の期間 14

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組 15

1. 家庭・地域・学校を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 15
2. 子どもの読書環境の整備・充実 16
3. 子どもの読書活動に関する連携・協力の推進 19

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の経過と目的

「子どもの読書活動」は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです（「子ども読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号第2条））。

国では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭・地域・学校等の連携・協力を重視した施策に取り組むこととなりました。平成20年3月には第一次基本計画を策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めました。さらに、第二次基本計画策定からおおむね5年が経過し、子どもたちの読書活動を取り巻く情勢も刻々と変化し、家庭・地域・学校を通じた社会全体における取組を盛り込んだ第三次基本計画を平成25年5月に定めています。

兵庫県では、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定により平成16年3月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定し、県内の子どもたちの読書活動の推進に関する施策の方向性や推進方策を示しました。さらに平成21年9月には「ひょうご子どもの読書活動推進計画見直し検討委員会」を設置し、これまでの成果や課題を検証し、第二次となる「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を定めました。第二次推進計画は、平成21年度から平成26年度までの5年間を計画期間としています。第三次計画についても現在見直しを進めています。

加西市においても、国・県の策定を基に平成18年度に「加西市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進するための環境を整備してきました。それにより一定の成果は見られるもののまだまだ未整備の状態が残ったままです。

平成27年1月に実施した加西市子どもの読書アンケート調査によると、調査月（H26.12）1ヵ月の読書冊数については、4～9冊が一番多く、全体の29.7%となっています。逆に1冊も本を読まなかったと答えた小学生の割合は3.7%、一方、中学生においては、17.6%という結果が出ています。一方、全国学校図書館協議会が調査した平成26年度の全国の小学生の不読割合は3.8%、中学生で15.0%でした。

これら国・県の動向、前計画の成果と課題や調査結果等を踏まえて、引き続き子どもの読書活動を推進していくために計画を改定し、「加西市子どもの読書推進計画」（第二次）を策定し、加西市におけるすべての子どもがあらゆる機会と、あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校を通じて市民の方々々と連携し、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んでいこうとするものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律：第9条第2項に基づき作成する計画です。「加西市総合計画」「加西市教育振興基本計画」等、他計画との整合を図ります。

第2章 前計画（第一次）における取組状況

1. 前計画期間における成果と課題

加西市では、平成 18 年度に「加西市こどもの読書推進計画」（「第一次推進計画」）を策定し、（1）家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実（2）子どもたちの読書環境の整備と充実（3）子どもの読書活動に関する連携・協力の推進を三本柱として、施策を推進してまいりました。以下、その状況と課題をまとめました。

（1）家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

① 図書館における読書活動の推進

館内においては、毎週土曜日の※①「おはなし会」をはじめ、幼少向けの「えほんのひろば」、さらには見学を訪れる児童園児たちにも読み聞かせをここ3年間に年間60回程度実施し、年間1,000人を超える子どもたちが参加しています。



図書館内読み聞かせ実施状況

	H21	H22	H23	H24	H25
実施回数	49	59	55	61	57
参加人数	990	1,105	1,002	1,439	1,151

一方、館外においても、「図書館 PR キャラバン」や出前講座として、各学校・園に向き、読み聞かせに加えて、子どもの発達段階に応じた絵本の紹介、団体貸出を実施してきました。

図書館外読み聞かせ実施状況

	H21	H22	H23	H24	H25
実施回数	13	7	1	2	3
参加人数	234	276	65	148	86

② 学校等における子どもの読書活動の推進

校内朝読書は、現在、小中学校のすべての学校で取り組んでいますが、中学校においては、朝読書から基礎演習に切り替わりつつある学校もあります。その他の読書啓発活動としては、各学校の実情に合わせた教諭、ボランティア等による読み聞かせやブックトークを実施しています。

③ 幼稚園、保育所（園）等における子どもの読書活動の推進

市内各幼児園、保育園等でも絵本の読み聞かせを随時実施しています。あわせて、市立図書館との連携による絵本キャラバンにより絵本の読み聞かせと団体貸出を実施して

います。

(2) 子どもたちの読書環境の整備と充実

① 市立図書館の児童図書の充実

市立図書館の児童書の蔵書数は、年々増加の方向にはありますが、一方で、貸出数は漸減しています。ただし、調べ学習の本、団体貸出については、ここ5年間で大幅に増えています。

	H21	H22	H23	H24	H25
児童書蔵書数	43,924	45,731	48,089	50,329	51,948
内、調べ学習関係	9,989	10,558	11,071	11,635	12,045
児童書貸出総数	160,682	155,080	153,135	138,838	138,451
内団体貸出数	6,499	7,175	9,673	8,896	11,383

市立図書館の平成25年度蔵書数(177,403冊)のうち児童図書の占める割合は29.2%(51,948冊)ですが、同年度の貸出総数(360,891冊)のうち児童図書は38.3%(138,451冊)と、蔵書数の割に児童書の貸出率が高くなっています。

② 市立図書館蔵書検索の充実

OPAC(オンライン蔵書目録)の導入

	H21	H22	H23	H24	H25
OPAC台数	7	7	7	7	7
閲覧用PC台数	16	16	4	4	4

台数は、減少しましたが、機種バージョンアップ等によりシステムの充実を図りました。

③ 職員等を対象とした研修の充実

平成21年度から接遇研修として、県立図書館職員や民間からの講師を招へいた研修を実施、また、県内各ブロックで開催されているレファレンス研修、選書や本の修理方法等の研修への参加、さらには平成26年度から図書館交流研修として他館の図書館運営について、実地研修を行い、スタッフのレベルアップに一定の成果を上げています。

④ 障害のある子どもに対する図書館資料・施設の充実

平成24年度末5冊の蔵書であったものが、25年度末で10冊となっています。あまり増えていない要因の一つに、障害児向けの図書館資料自体が多く出版されていないことが挙げられます。

⑤ 学校図書館資料の充実

蔵書数、図書購入費、貸出冊数とも、ほぼ横ばいまたは漸減の状況にあり、対策が必要となっています。また、古くなったり、傷んだ本の扱いも課題となっています。

	H23	H24	H25
蔵書数	127,188	129,170	129,708
貸出冊数	58,022	57,937	54,131
図書購入費	5,879,176	6,003,183	6,038,122
図書購入冊数	4,931	4,029	4,305

なお、**※②学校図書館図書標準**(平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定)の達成状況は、平成18年度末で、小学校で107.2%、中学校で57.7%であったものが、平成25年度末で小学校128.3%、中学校74.6%となっています。

⑥ 学校図書館の情報化

市内で蔵書検索システム等を導入しているのは、平成25年度で16校中3校のみで、今後は各学校間、市立図書館等とも直結したネットワークの構築が急がれます。

⑦ 学校図書館の活用を充実するための人的配置の推進

※③司書教諭等の配置校数

	H21	H22	H23	H24	H25
司書教諭または図書担当者配置校数	16	16	16	16	16

⑧ 学校図書館担当者を対象とした研修の充実

学校図書館担当者が子ども達に対して、よりよい読書環境を提供していくために、研修を行っています。市内の研修としては、4月に担当者会を開き、各校の読書推進の状況についての意見交換をしたり年間の研修計画や読書推進に係る取組について協議したりしています。また、播磨東地区及び兵庫県学校図書館協議会の開催する研究会に参加し、先進的に読書活動に取り組んでいる他市町の実践から学ぶことによって、加西市の子ども達の読書活動を充実させるための研究に努めています。

⑨ 学校関係者の意識高揚

加西市では、12学級以上の学校において司書教諭を配置しています。司書教諭が中核となり、学校図書館の機能の充実や子ども達の発達段階や興味・関心に合わせた図書の選定などを推進しています。また、より効果的な読書活動が展開されるよう、司書教諭と学級担任・教科担当等が連携を取ることで、各校の教育活動全体に読書活動が息づくように、教員の意識の高揚を図っています。

⑩ 公民館図書コーナーの充実

公民館の図書コーナーについては、市内4館の内、2館が未設置のままとなってい

ます。また、既存の図書コーナーにおいても、蔵書の内容、ネットワークとも未整備のままとなっており、対策が必要となっています。

(3) 子どもたちの読書活動に関する連携・充実

① 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもたちの読書活動を充実させるには、学校と家庭・地域との連携は欠かせません。学校では、読書活動のねらいや様子を「学校だより」「学年だより」「学級だより」などを通じて紹介するとともに、教育委員会からは家庭や地域でも子どもと一緒に読書に取り組んでいただくようにパンフレット等で啓発しています。読書が家庭や地域での生活の一部になることが、確かな学力と豊かな心の育成につながると考えます。

② 図書館における情報提供・啓発活動

図書館からの情報発信の手段としては、図書館 HP や年 4 回発行の図書館だより「ありこまち」や加西タイムスにおいて毎月のイベント等の情報を発信しています。また、市内公共施設や県内図書館ネットワークを使い、各イベント等の情報提供も行っています。

③ 学校における読書活動の推進

各校において、読書活動を充実させるために、朝の読書タイムや読書月間・読書週間などの設定をおこなっています。期間を設けることによって、全校生が目的を持って読書に取り組むことができている。また、各校によって工夫を凝らした読書活動の取組もあります。例えば、「子ども読書の日」に合わせた児童会活動・生徒会活動による子どもたちの自主的活動や冬休み明けに子ども達が自分の興味のある本を持ち寄り相互に読み合う「お年玉文庫」の活動が挙げられます。

2. 子どもの読書活動の現況

加西市子ども読書活動推進計画（第二次）を策定するに当たり、加西市教育委員会では、加西市の小中学生の読書の状況を把握し、次期計画等に反映するためアンケートを実施しました。

（1）調査対象

① 対象児童生徒

加西市立小・中・特別支援学校の全児童・生徒約3,500人

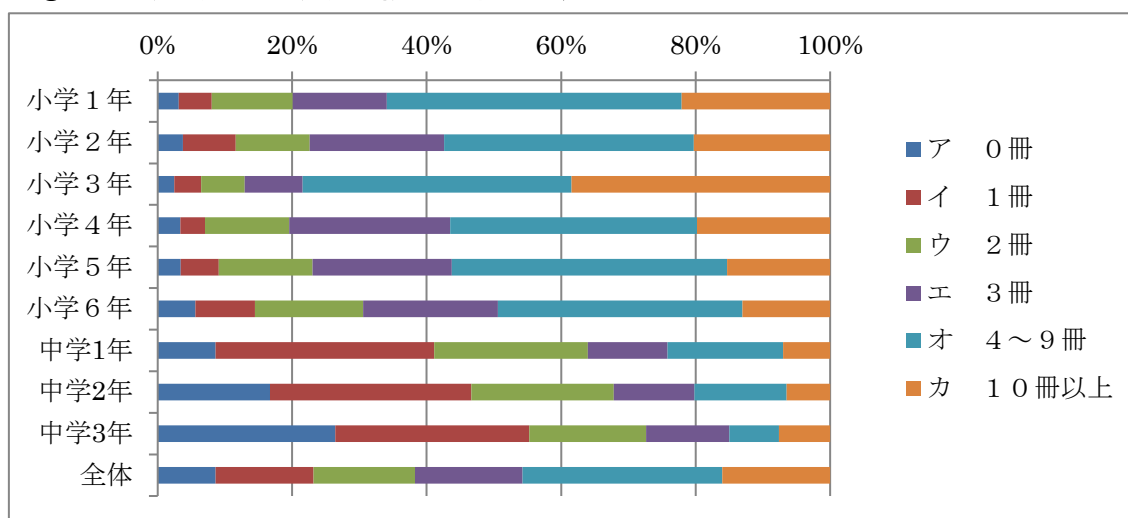
※小学1・2年生は、保護者とともに回答。

② 調査実施日

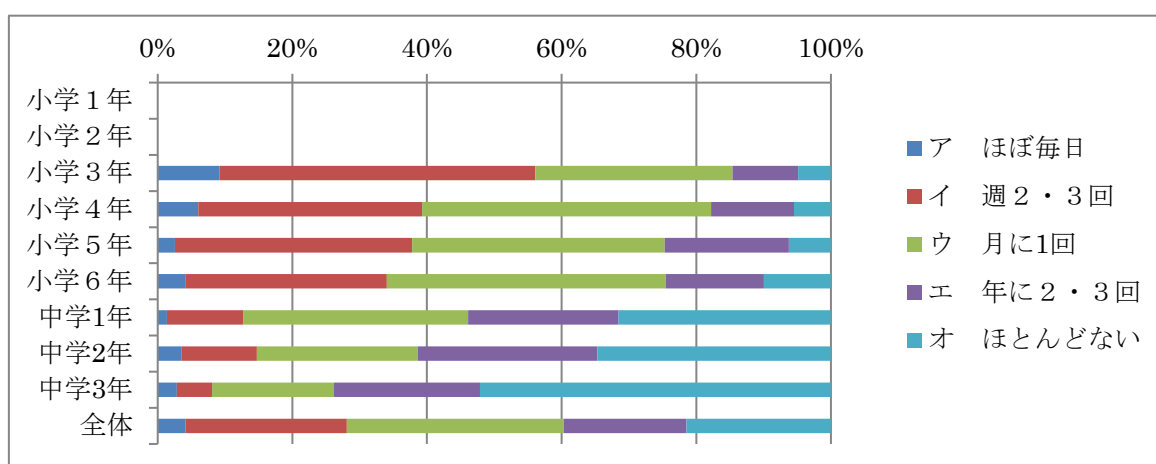
平成27年1月31日現在

（2）アンケートの集計

① 1ヵ月（H26.12月）に読んだ本の冊数

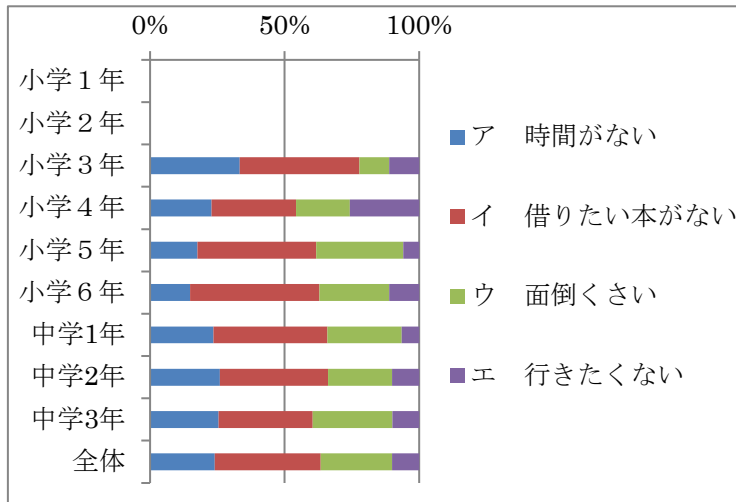


② 学校図書館の利用回数

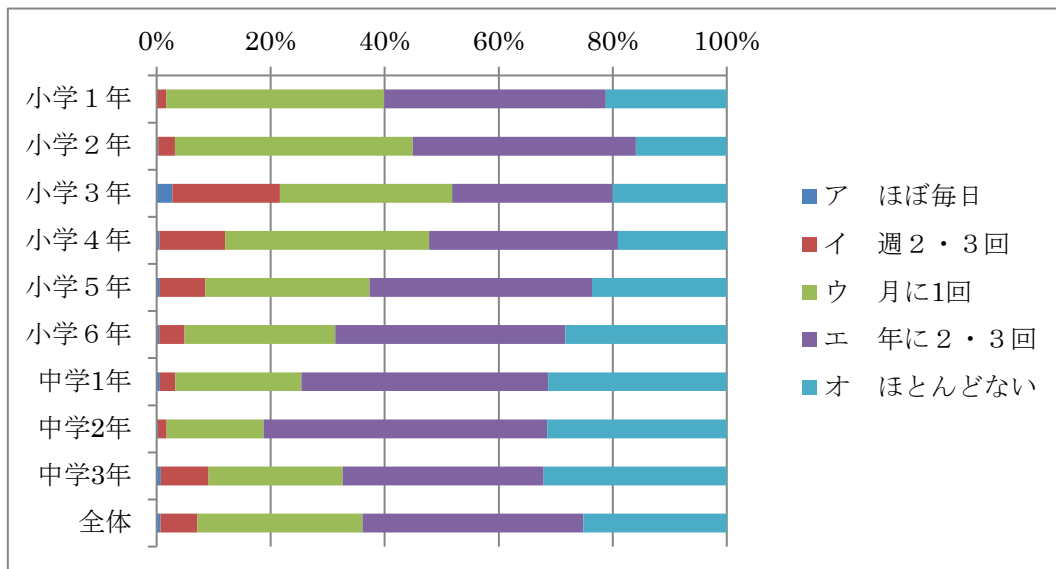


※小学1・2年生は、学校図書館を利用しない学校が多いため、集計外としています。

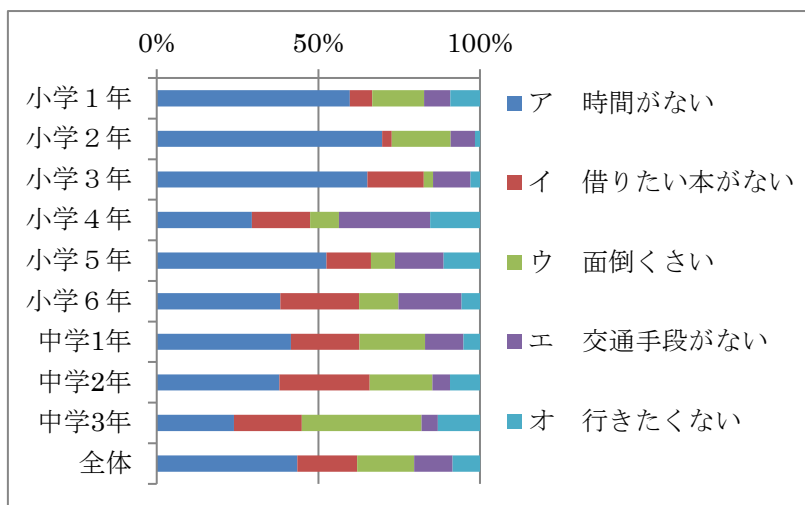
※オの学校図書館をほとんど利用しない理由



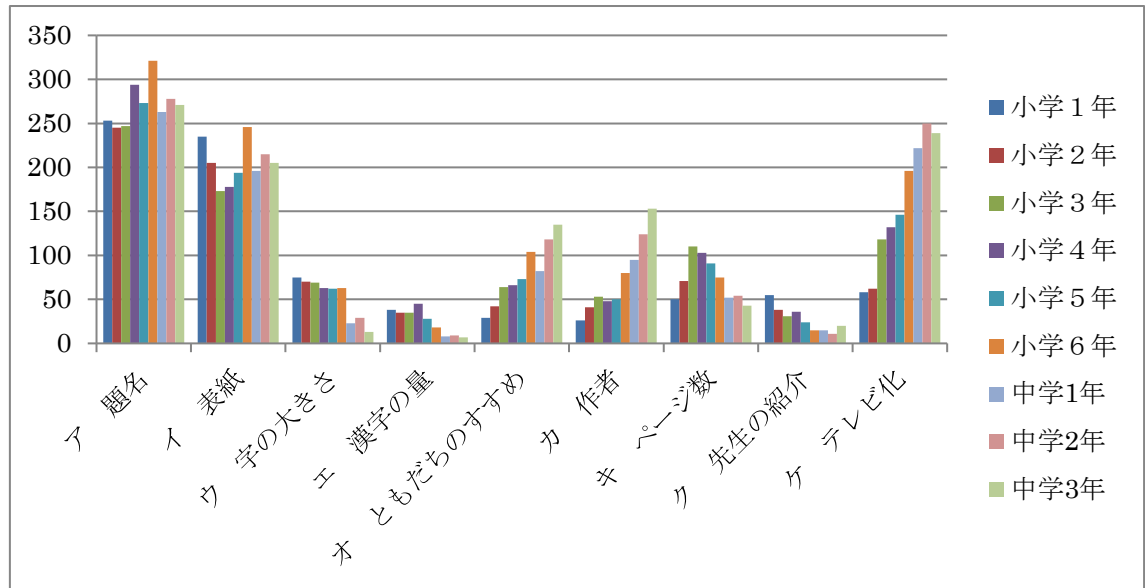
③ 市立図書館の利用回数



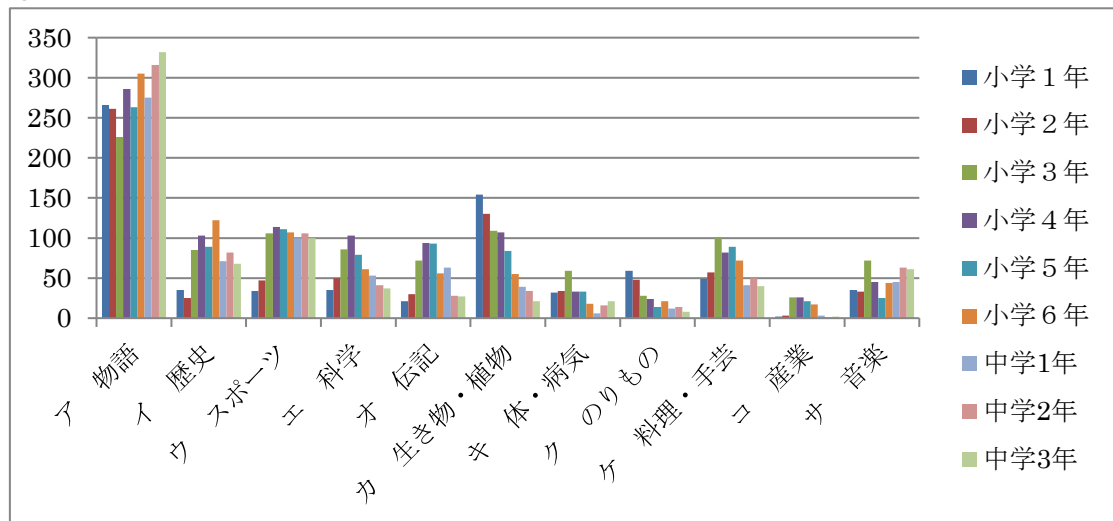
※オの市立図書館をほとんど利用しない理由



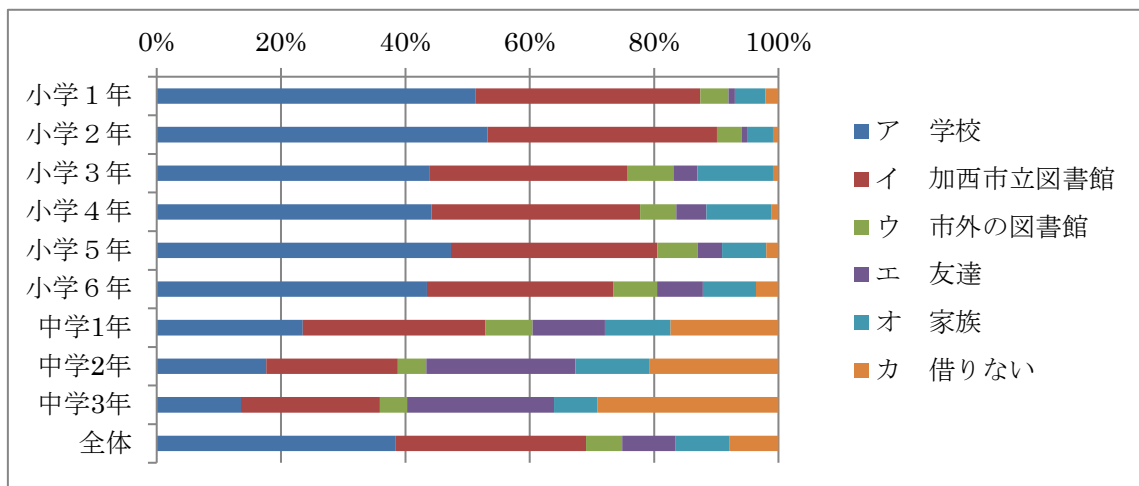
④ 本を選ぶ際のポイント



⑤ 読みたい本のジャンル

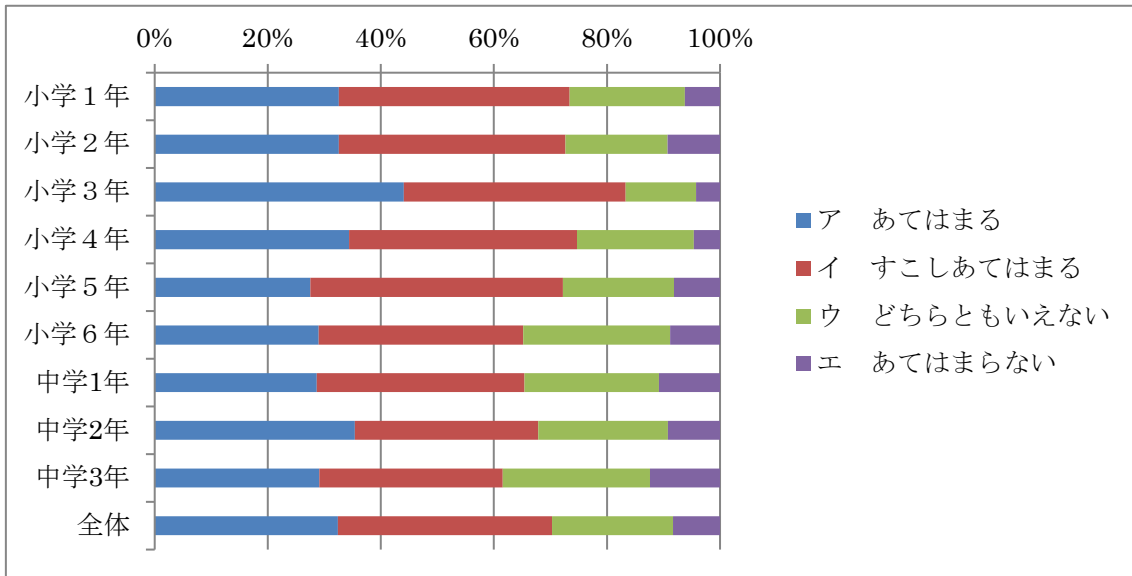


⑥ 本を借りるところ・人

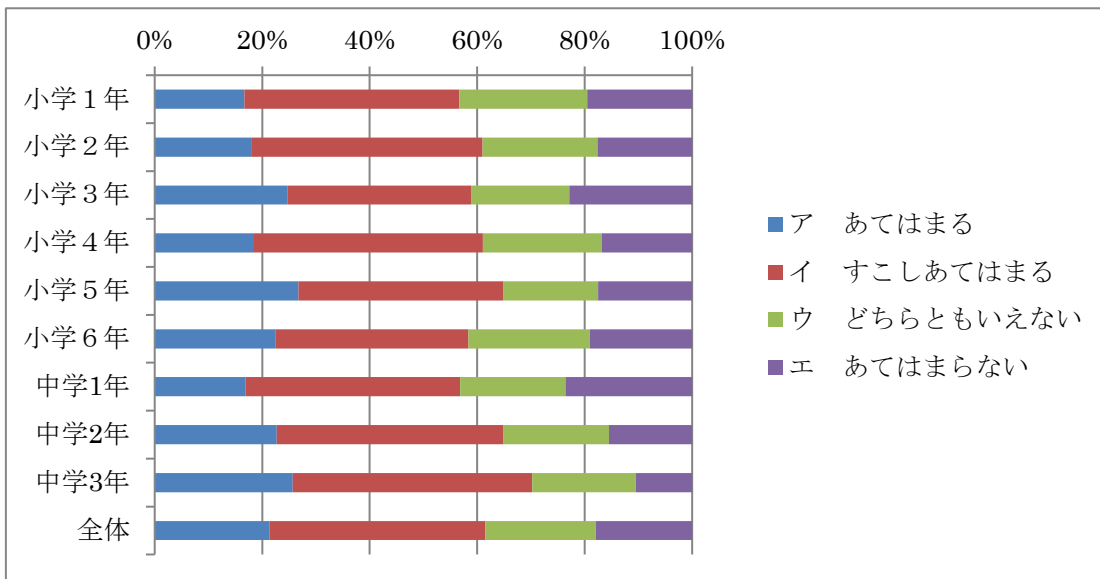


⑦ 本を読んでいてあてはまるもの

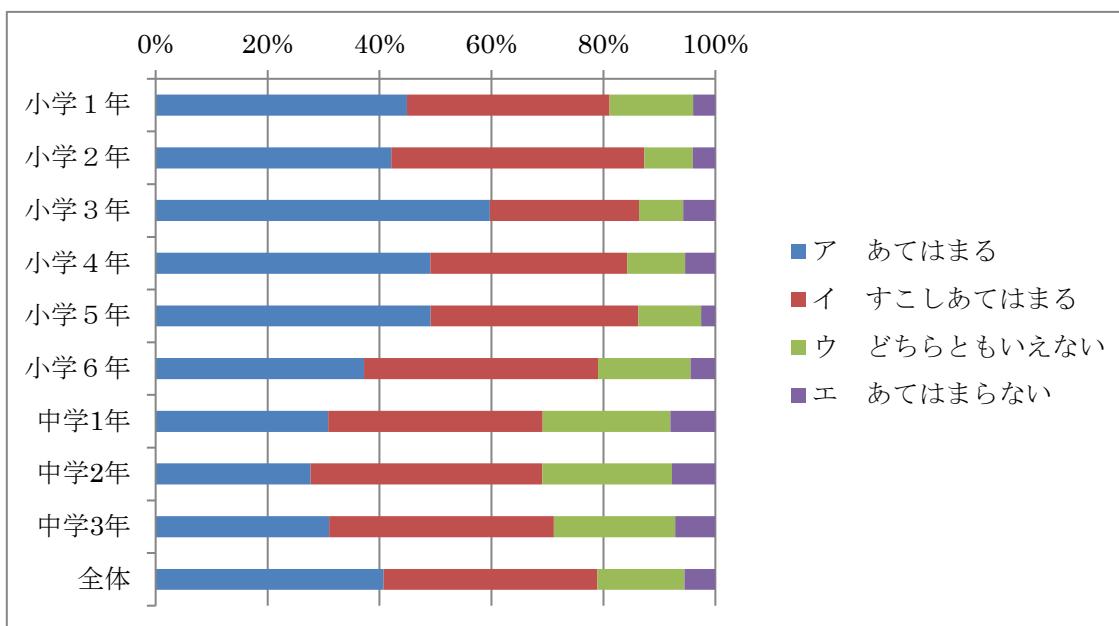
■読書が好きだ



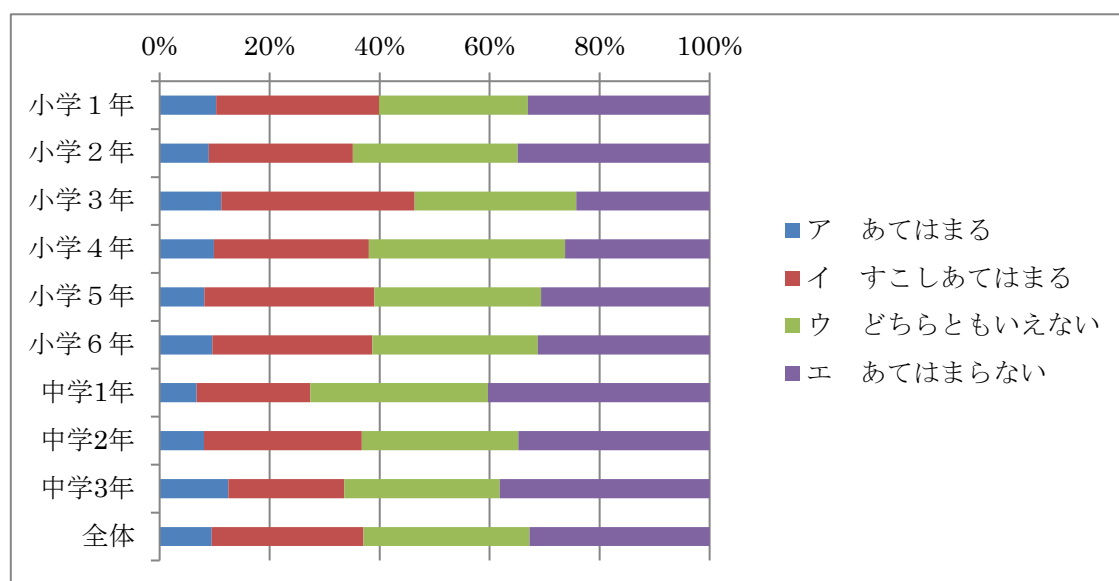
■本を読んで感動したことがある。



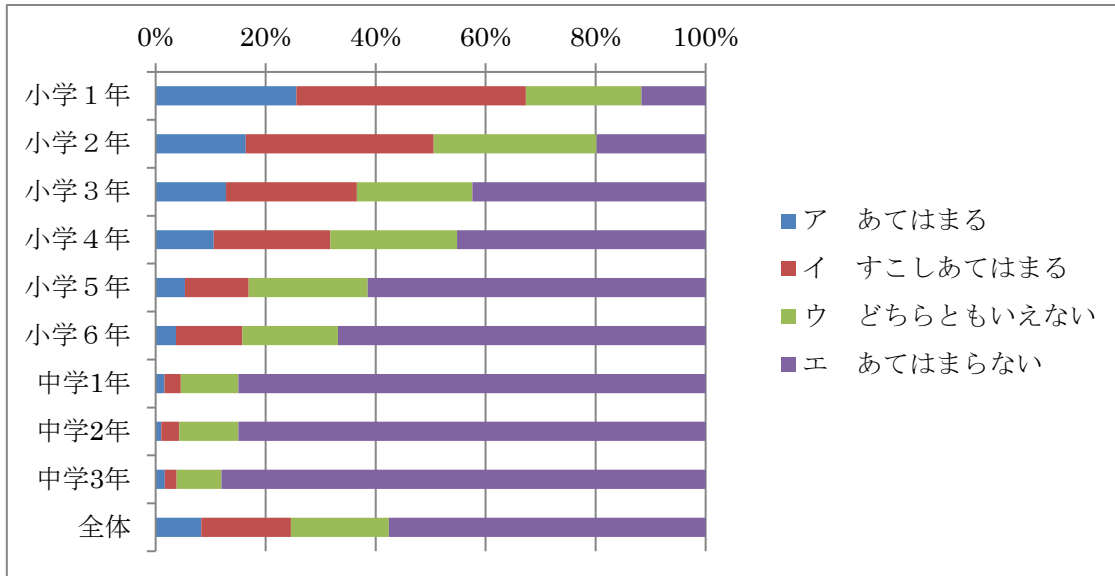
■本を読むと知らないことがわかる、新しい発見がある。



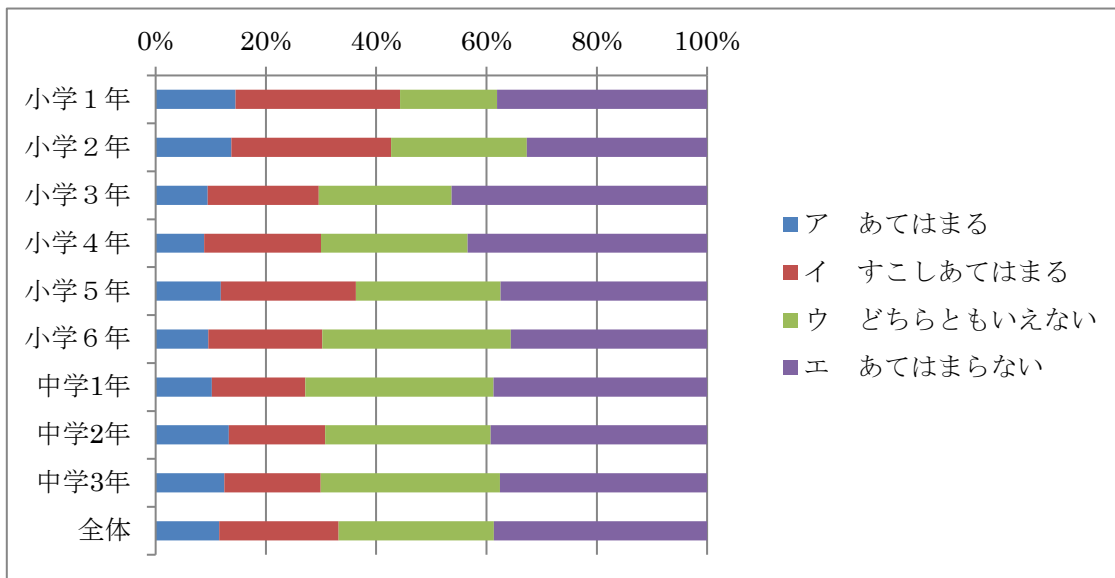
■友だちと本のお話をよくする



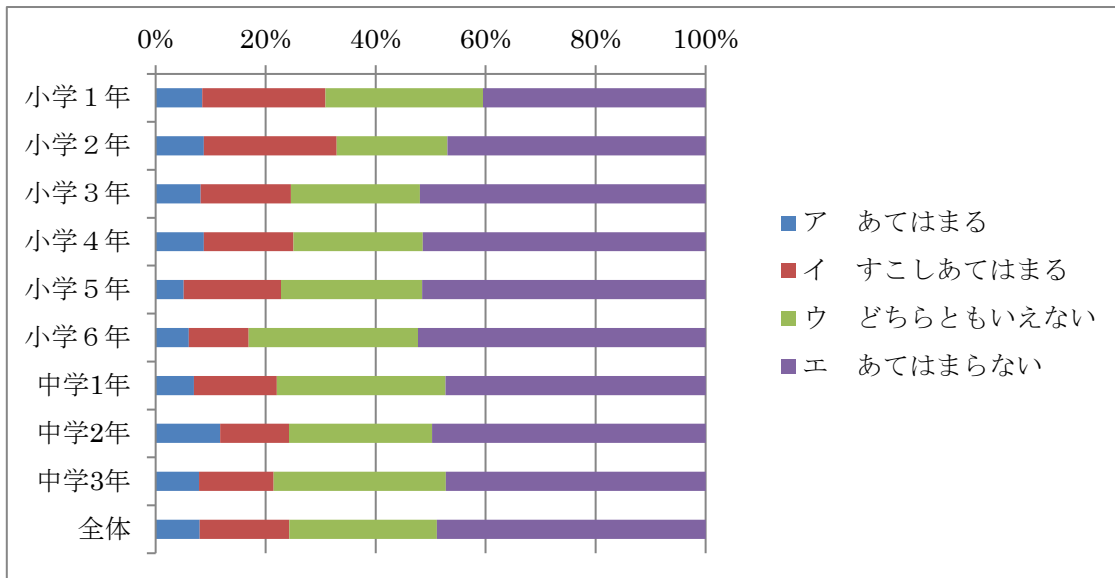
■家族と本を読むことがある



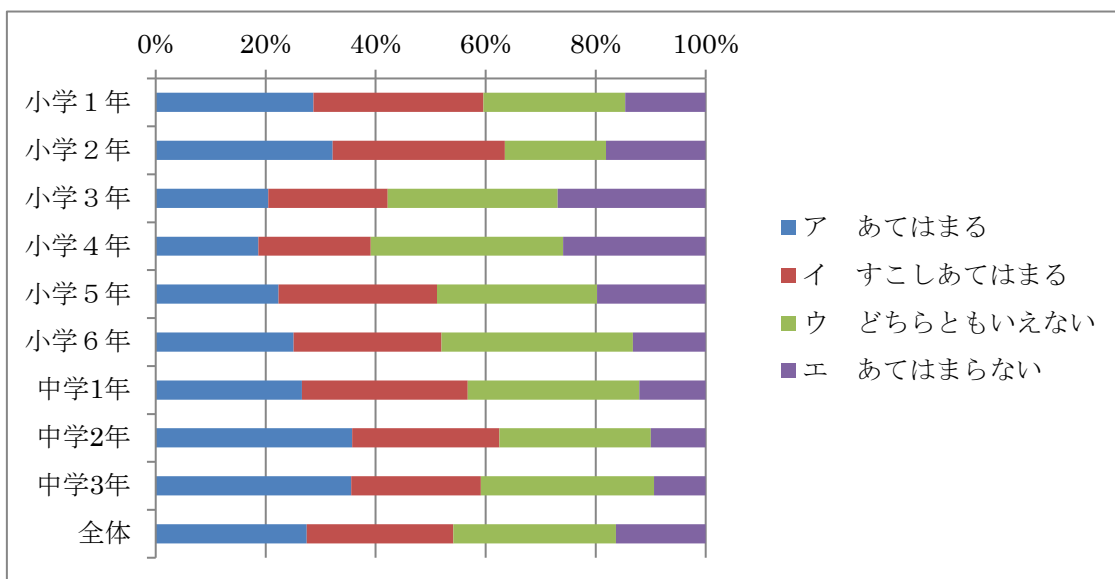
■本を読んでもすぐに飽きてしまうことが多い



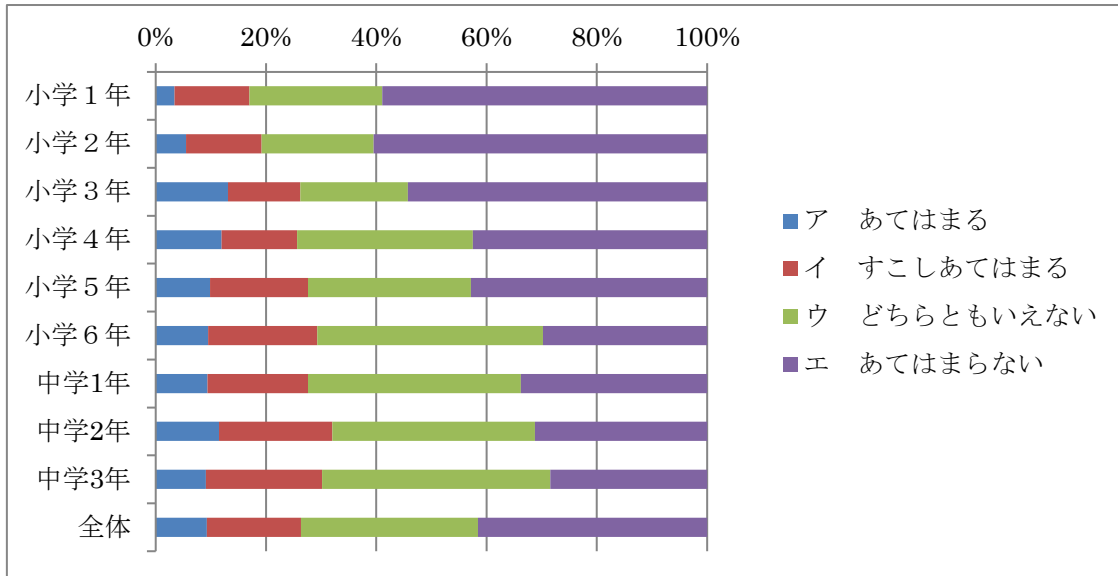
■読みたい本がわからない



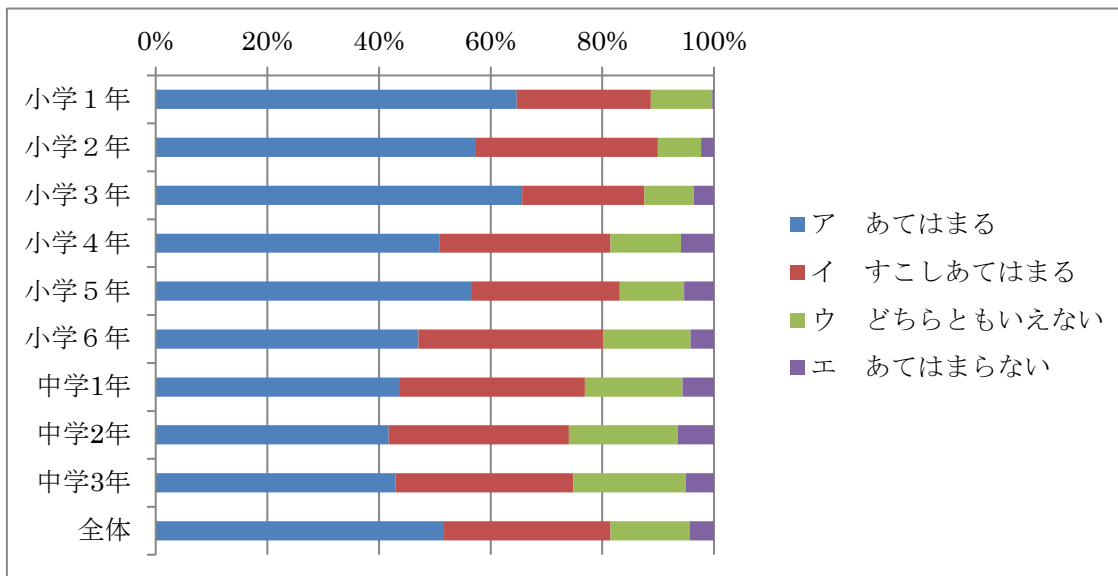
■読書よりもテレビやインターネット、人に聞く方が好きだ



■デジタル本や電子書籍に興味がある



■読書は大切である



3. 計画の柱

子どもの読書活動の推進に関して、国の第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の中で基本の方針として、

- (1) 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組
- (2) 子どもの読書活動を支える環境の整備
- (3) 子どもの読書活動に関する意義の普及

の3項目が示されました。

また、兵庫県の「ひょうご子どもの読書活動推進計画」（第二次）では、

- (1) 家庭・地域・学校での子どもの読書活動推進方策
- (2) 施設・設備などの諸条件の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動の啓発・広報の推進
- (4) 関係機関の連携・協力の推進

が計画推進の柱とされています。（※現在、第三次計画策定中）

本市では、このような国の基本の方針や兵庫県の計画推進の柱等を基に、前計画の進捗状況や本市の実情等を踏まえながら、「子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくり」のために、次のように計画の柱を設定します。

- (1) 家庭・学校・市立図書館における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子どもの読書環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する連携・協力の推進

4. 計画の期間

平成27年度からおおむね5ヵ年とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

市内全域にわたって総合的かつ継続的に子どもたちの読書活動を推進するために取り組む、具体的な方策を示します。

1. 家庭・地域・学校を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書を行うためには、乳幼児期から読書に親しむことが肝要です。それには、まず大人が子ども達の本に親しむ環境づくりに配慮することが必要であり、保護者が子どもに読書に親しむきっかけを作ったり、読書の習慣づけを図ったり、読書に対する興味や関心をひきだすように子どもといっしょに取り組むことが望まれます。

課題として、日々多忙な暮らしの中、いかに親子で過ごす時間を確保していくか、またインターネットや携帯電話の急速な普及の中で、読書というツールをいかに浸透させていくかが問われています。

【具体的な取組】実施機関：学校園、学校教育課、市立図書館

①加西っ子の生活習慣「あいうえお」運動「おやこで読書」の保護者への働きかけ②子どもの発達段階に応じた読書活動のあり方を考える家庭教育に関する講座の実施

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

各学校では、現行の学習指導要領の理念に沿って、子どもの「確かな学力」の向上と「豊かな心」の育成を目指し、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開しています。

読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものであり、学校において読書習慣を身に付けさせ、読書活動を推進することは、子どもの健やかな成長を促し、「生きる力」を育むためにも大変重要です。

このため、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して学校図書館の活用を図るとともに読書に親しむ習慣の育成に努めます。また、「朝の読書活動」などの校内一斉読書の推進や読書月間、読書週間を設定するなど本に対する興味や関心を高めるための活動の充実を図り、不読率の解消に努めます。

また、障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるように、各学校では障害の種類や程度に応じた選書や読書環境の工夫、読書時間の設定、視聴覚機材の活用等、読書活動の推進を図ります。

【具体的な取り組み】実施機関：学校教育課、幼稚園、保育所、小・中・特別支援学校

①朝の読書の導入等、全校や学年での読書の習慣化を図る活動の推進。②学校における読み聞かせや※④ブックトークなど様々な読書活動の拡充。③障害児用図書の実施。

(3) 幼保施設における子どもの読書活動の推進

幼い頃から絵本や童話の言葉の楽しさ、美しさ、内容のおもしろさなどにふれることがその後の読書の基礎となる言葉の力を育むことから、幼保施設においては、絵本や童話などの読み聞かせを通して、イメージを豊かにし、想像して楽しむ経験を豊かにすることが大切です。そのために、子どもや保護者が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行います。

また、市内の各園では日々の保育の中で、乳児の時から保育士らによる読み聞かせ等で、絵本に親しむ機会を設けています。さらに、市立図書館との連携により、絵本の読み聞かせや紹介を行い、子どもが絵本等にふれる機会の拡充を図り、各園との情報交換にも努めます。

【具体的な取り組み】実施機関：各幼保施設、市立図書館

①各園における読み聞かせの一層の推進。②図書館員、ボランティア等による出前による読み聞かせの支援。

(4) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館は、子どもにとって読書の楽しみを知り、本を通して知識を得ることが自由にできる場所です。また、保護者にとっては、たくさんの蔵書の中から、子どものために本を選んだり、本を読んであげたり、一緒に読書をするところができる場所です。



館内の「キッズコーナー おはなしの部屋」において、図書館ボランティア・図書館員協働により、毎週土曜日の午後に「おはなしの会」を開いております。また、平日には※⑤ブックスタート事業の一環として、親子で本に親しむ「えほんのひろば」を開催しており、さらなる機会の充実に努めます。

【具体的な取組】実施機関：市立図書館、ボランティア

①「おはなし会」「えほんのひろば」の定期的な開催②子どもに薦めたい本のリストの作成・配布及び本の展示等

「おはなし会」「えほんのひろば」等、実施目標（館外含む）

	H27	H28	H29	H30	H31
実施回数	60	65	70	75	80
参加人数	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600

2. 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 市立図書館児童図書 of 充実

調べ学習や読み聞かせ等に利用されている市立図書館の児童資料は、あらゆる分野において計画的に充実することが望まれます。それらを勘案したうえで、市立図書館は児童書の充実を引き続き優先項目の一つとして掲げています。

絵本を選ぶ際に参考となる推薦絵本・紙芝居リストの作成、絵本有名作家を特集したコーナーの設置等、これらは、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。児童書のリクエストにも積極的に対応しており、推薦図書・必読書の特集、季節や行事などにちなんだ資料の展示などを通じ、常に子どもと本を結びつけるきっかけを提供しています。今後も引き続き、年齢に応じた資料の収集と紹介の充実に努めます。

さらに、調べもの学習資料の充実や夏休み期間には自由研究に役立つ資料の特集や自由研究のヒントとなる講座等の開催を通じて資料の提供等、児童サービスの充実を図ってまいります。

また、外国語絵本や国際理解教育に関する資料の収集にも努めます。

市立図書館は、各学校園に対する団体貸出の推奨もしており、平成 27 年度からの図書館コーディネート事業により、さらなる団体貸出の充実や出前講座の方法について検討を進めます。

【具体的な取り組み】実施機関：市立図書館

①乳幼児をはじめ、年齢に応じた児童向け図書等の充実②調べ学習資料の充実③団体貸出用資料の充実



数値目標

	H27	H28	H29	H30	H31
児童書蔵書数	53,600	55,200	56,800	58,400	60,000
内、調べ学習関係	12,500	13,000	13,500	14,000	15,000
児童書貸出総数	145,000	146,000	148,000	149,000	150,000
内団体貸出数	12,500	15,000	17,500	20,000	22,500

(2) 市立図書館蔵書検索の充実

市立図書館は、利用者用検索端末を7台、利用者用インターネット端末を4台設置し、様々なデータの検索、調べ学習の情報提供に努めています。また、蔵書データ等は、ホームページからも検索できるようになっています。今後とも、子どもが求めている本に自らたどり着けるよう、蔵書検索システムの一層の充実に努めます。

【具体的な取り組み】実施機関：市立図書館

① 蔵書検索システムの充実

(3) 市立図書館職員等を対象とした研修の充実

市立図書館職員の資質向上のための研修会に、他館との交流研修を含めてスタッフを積極的に参加させ、意識高揚を図ります。また、市立図書館、学校図書館関係者との合同研修会を計画し、子どもの読書活動を多方面から支援できるよう連絡、連携を図る必要からも、研修の充実に努めます。

また、毎土曜日に開催している「おはなし会」は、ボランティアの協力を得ながら運営されています。今後、さらに内容の充実を図る上でも、読み聞かせの出来るボランティア育成の計画的な講座開催を図ります。

【具体的な取り組み】実施機関：市立図書館、小・中・特別支援学校

①市立図書館司書・ボランティア研修の実施②市立図書館・学校合同研修会の開催

(4) 障害のある子どもに対する市立図書館図書・施設の充実

すべての子どもにとって読書活動は大切なものであるという観点から、障害の有無にかかわらず自主的な読書活動ができる環境を整備する必要があります。

市立図書館では、障害のある子どもが本に親しめるように、施設面で配慮したり、点字資料、録音資料、大活字本、さわる絵本などの充実を図ったり、図書館利用体験や普段利用される際の介助、対面朗読などの取り組みを始めるなど、様々な工夫に努めます。

【具体的な取り組み】実施機関：市立図書館、特別支援学校

- ①図書館資料・図書館施設の充実②特別支援学校等での読み聞かせ等の実施

(5) 学校図書館資料の充実

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や児童生徒に対する読書指導の場であり、児童生徒の知的活動を増進し、興味や関心等と呼び起こす「資料センター」としての機能を果たすとともに、自発的・主体的な学習活動を支援する「学習・情報センター」、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能を担うことが求められます。

市内の学校図書館担当者会では、必読書・推薦図書等を選定しており、今後とも各学校において「図書選定委員会」等を設置し、子どもたちの発達段階に応じた資料の選定と読書に対する啓発を推進していきます。さらに、読書月間、読書週間を設定するなど本に対する興味や関心を高めるための活動の充実を図っていきます。

【具体的な取り組み】実施機関：学校教育課、小・中・特別支援学校

- ①「心を育てる図書」、「調べ学習に対する図書」等、図書資料整備の長期的な計画と効果的な活用

(6) 学校図書館の情報化

学校図書館の情報化に向けて、学校図書館ネットワークシステムを構築し、他校の蔵書検索ができるようにするとともに、市立図書館とのネットワーク化を図り、学校図書館から市立図書館の蔵書確認がより早くできるようにするなどの利便性の向上を図ります。

【具体的な取り組み】実施機関：小・中・特別支援学校、市立図書館

- ① 学校図書館・市立図書館ネットワークの構築と確立。

(7) 学校図書館の活用を充実するための人的配置の推進

学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導などを行うためには、学校図書館の運営・活用についての中心的な役割を担う担当者が必要です。そのためにも、**※③司書教諭**の養成を支援していくとともに、学校図書館司書の配置と教職員の協力体制の確立や校務分掌での配慮に努め、学校図書館担当者のみならず全ての教職員の連携・協力のもとに学校図書館活用の充実を図ります。

【具体的な取り組み】実施機関：小・中・特別支援学校

- ①学校図書館への司書教諭の配置と教職員の協力体制の確立

(8) 学校図書館担当者（司書教諭含む）を対象とした研修の充実

学校図書館は、児童生徒にとって読書の楽しみを知り、本を通して自由に知識を得ることができる場所であり、学校図書館担当者は、今後とも児童生徒の読書活動を積極的に支援していくことが求められます。そのためには、本の選定、本に関する相談など広範な知識が必要となります。

そこで、本市では、学校図書館担当者の役割や情報交換などを内容とする研修会を計画していきます。とりわけ市立図書館と学校図書館担当者との合同で行う研修会を開催し、お互いに理解を深めるとともに図書館の運営に大いに役立てていきます。これらの研修会によって、学校図書館担当者の資質向上に一定の役割を果たすことが期待できます。

【具体的な取り組み】実施機関：小・中・特別支援学校、学校教育課

- ① 学校図書館担当者研修を実施

(9) 学校関係者の意識高揚

これまでの読書活動への取組は、教員一人ひとりの意識・関心によるところが大でした。読み聞かせや朝の読書などの取組も広がってきていますが、教員の読書に対する意識を一層高めていくことが求められています。

市内の学校図書館担当者を中心とした校内一斉の読書活動の広がり、教科や総合的な学習の時間等における調べ学習等により、教員の読書に対する意識も高まっていますが、さらに、校内での読書の機会を充実し、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策等について情報交換や研究協議を積極的に行い、教職員全体の意識の高揚に努めます。

また、児童生徒の自主的な読書活動の推進、学校図書館の一層の活用を図るため、学校全体、教職員全員で取り組む校内体制づくりを推進します。

さらに、子ども読書の発展につながる研修会への参加を促し、教職員の指導力の向上を図り、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。

【具体的な取り組み】実施機関：小・中・特別支援学校、学校教育課

- ①学校図書館担当者を対象とする研修②全職員の意識改革を目的とした研修

(10) 公民館図書コーナーの充実

公民館等に併設されている図書コーナーは、地域における中心的な読書活動施設となっています。今後は、限られた財政運営のなか市立図書館の「分館」としてサービス体制の強化を図り、子どもと本を結びつけるための環境の整備・充実に努めます。

【具体的な取り組み】実施機関：公民館

- ①図書コーナーを設置していない公民館への読書コーナー設置の推進。

3. 子どもの読書活動に関する連携・協力の推進

(1) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくために、学校が家庭・地域と連携して積極的に読書活動を推進します。学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動を積極的に取り入れ、各学校が家庭・地域と連携して地域人材の活用を図るとともに、家庭での読書活動の習慣化について、「学校・学年・学級だより」「PTA 広報紙」等を通じ、積極的に啓発に努めます。

【具体的な取り組み】実施機関：小・中・特別支援学校

- ①「学校・学年・学級だより」「PTA 広報紙」などを通じた情報発信、啓発活動

(2) 図書館における情報提供・啓発活動

市立図書館では、毎月の新着情報、特集等、一般利用者に対し、図書館における児童サービスの取組や、子どもと本とを結び付けることの意義等について啓発に努めてきました。

また、インターネットを利用して、新聞・雑誌記事等の検索や、子どもの読書に関する情報をいち早く提供してまいりました。今後とも、これらの広報誌・図書館誌・インターネット等を通じて、保護者等に対する「子どもの読書の楽しさと重要性について」の理解の促進に努めます。

【具体的な取り組み】実施機関：市立図書館

①メールマガジン、HP、マスコミ等を通じた各種情報の提供

(3) 「子ども読書の日」等における事業の実施

「子どもの読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。そこで、本市としては、「子ども読書の日」に加えて11月の読書週間に関連して「おはなし会」をはじめ「図書館まつり」などの多種のイベントを実施し、読書活動の推進に努めます。

【具体的な取り組み】実施機関：市立図書館、小・中学校・特別支援学校

①各種イベントの実施

(4) 学校と図書館間の配送サービス、出前講座の構築

市立図書館と学校図書館のネットワークを構築し、学校と市立図書館の間における図書資料の配送サービスの開始、出前講座等の充実を図ります。

【具体的な取り組み】実施機関：小・中・特別支援学校、市立図書館

①図書資料の配送サービスのシステムの構築

用語解説

※①おはなし会

子どもたちに本の楽しさを伝えるために、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアターなどを行います。

※②学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部省が平成5年3月に定めたもの。例えば、小学校で18学級の場合10,360冊、中学校での15学級の場合12,160冊など。

※③司書教諭

学校図書館の運営・活用についての職務（図書資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等）を行う教諭のことです。司書教諭講習を修了した教諭の中から発令し、12学級以上の学校に置かなければならないこととされています。

※④ブックトーク

一つのテーマにそって、数冊の本を選んで順序良く組み立て、本を紹介することです。

※⑤ブックスタート

ブックスタートは、1992年、英国の第2の都市であるバーミンガムで始まりました。

英国では、ブックスタートが読書推進運動という枠に留まらず、子どもの育つ環境を豊かにする運動であると捉えられたため、乳幼児保健の専門家などが関わる、社会的に広い支援を受け入れる運動として発展しました。

また、英国では、移民の増加により識字率の低下が大きな社会問題となっていたため、当初はブックスタートと識字率の向上の関係が大きな注目を集めていましたが、現在ではこの点よりも「楽しさを共有すること」が目的だと理解されてきています。運動は英国全土の87%の地域に広がっており、各地の取組の成功は、運動に関わる図書館員や保健師の「子どもに健やかに育って欲しい」というボランティア的な意識が非常に大きいと報告されています。

添付資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

【参考推進計画】

兵庫県
姫路市

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成 27 年 5 月 発行

編集発行：加西市教育委員会（加西市立図書館）

〒675-2312 兵庫県加西市北条町北条 28-1

TEL0790-42-3722 Fax0790-45-3133

